省令

○総務省令第四十四号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二から別表第五までの規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月二十四日　総務大臣　松本　剛明

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二条　［略］	**第二条**　［同上］
［2～26　略］	［2～26　同上］
27　法別表第二の五の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	27　法別表第二の五の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　略］	［一～四　同上］
五　生活保護法第五十五条の五第一項の進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	五　生活保護法第五十五条の五第一項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
［六～八　略］	［六～八　同上］
［28～67　略］	［28～67　同上］
第三条　［略］	**第三条**　［同上］
［2～27　略］	［2～27　同上］
28　法別表第三の七の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	28　法別表第三の七の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　略］	［一～四　同上］
五　生活保護法第五十五条の五第一項の進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	五　生活保護法第五十五条の五第一項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
［六～八　略］	［六～八　同上］
［29～70　略］	［29～70　同上］
第四条　［略］	**第四条**　［同上］
［2～25　略］	［2～25　同上］
26　法別表第四の四の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	26　法別表第四の四の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　略］	［一～四　同上］
五　生活保護法第五十五条の五第一項の進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	五　生活保護法第五十五条の五第一項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
［六～八　略］	［六～八　同上］
［27～66　略］	［27～66　同上］
第五条　［略］	**第五条**　［同上］
［2～26　略］	［2～26　同上］
27　法別表第五第九号の四の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	27　法別表第五第九号の四の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　略］	［一～四　同上］
五　生活保護法第五十五条の五第一項の進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	五　生活保護法第五十五条の五第一項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
［六～八　略］	［六～八　同上］
［28～70　略］	［28～70　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十一号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○総務省令第四十五号

日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十号）の施行に伴い、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第十条第三項第四号の規定に基づき、及び同法を実施するため、日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和六年四月二十四日　総務大臣　松本　剛明

日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令

（日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則（昭和六十年郵政省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
［一～四　略］	［一～四　同上］
五　生活保護法第五十五条の五第一項の進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	五　生活保護法第五十五条の五第一項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
［六～八　略］	［六～八　同上］
［29～70　略］	［29～70　同上］
第四条　［略］	**第四条**　［同上］
［2～25　略］	［2～25　同上］
26　法別表第四の四の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	26　法別表第四の四の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　略］	［一～四　同上］
五　生活保護法第五十五条の五第一項の進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	五　生活保護法第五十五条の五第一項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
［六～八　略］	［六～八　同上］
［27～66　略］	［27～66　同上］
第五条　［略］	**第五条**　［同上］
［2～26　略］	［2～26　同上］
27　法別表第五第九号の四の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	27　法別表第五第九号の四の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　略］	［一～四　同上］
五　生活保護法第五十五条の五第一項の進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	五　生活保護法第五十五条の五第一項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
［六～八　略］	［六～八　同上］
［28～70　略］	［28～70　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	